平成２４年（フ）第６０号
最後の住所大阪府河内長野市西代町１－２
破産者　被相続人亡岸脇利一相続財産
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１２号
大阪府松原市三宅東６丁目1460番、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区西脇１丁目６番31号
破産者　株式会社キンキ
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
兵庫県川西市清和台東１丁目３番地94
破産者　有限会社清和リース
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２３３号
兵庫県伊丹市野間字熊野216番地の10
破産者　有限会社エビス
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２６８号
兵庫県尼崎市大島３丁目20―23
破産者　株式会社モードアスカ
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２７号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目９番22号
破産者　株式会社シグマプラン
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８１号
栃木県足利市県町1065番地
破産者　有限会社芝宮成型
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３３１号
相模原市中央区弥栄１丁目５番14号　ヴィラ栄301号
破産者　有限会社クマイ通信機
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２３４号
岐阜市加野７丁目22番７号
破産者　八木　健一
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３２２号
滋賀県栗東市安養寺２丁目２番12号
破産者　有限会社ミント
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３９７号
福岡県春日市一の谷１丁目140番地101
破産者　株式会社チームワーク
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３０号
福岡市博多区吉塚本町９番15号福岡県中小企業振興センタービル
破産者　株式会社企画屋本舗
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９９２号
福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目12番21号
破産者　株式会社ケーアイティー
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８４５号
札幌市中央区北９条西22丁目１番地
破産者　日本エム・イ・ケアシステム株式会社
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７３号
栃木県宇都宮市宝木本町1273番地１
破産者　須田　昭一
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３７号
新潟市西区新通3126番地１、商業登記簿上の本店所在地新潟市西区新通字中川原3126番地１
破産者　新潟林業株式会社
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９８号
金沢市打木町東326番地
破産者　有限会社三岳電装製作所
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０２号
金沢市片町１丁目12番23号
破産者　ＳＴＩカレッジ株式会社
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１１２号
三重県津市雲出長常町1066番地９
破産者　堤田　一博
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７２号
兵庫県姫路市書写879番地98
破産者　アーバン・ヴィレッジ株式会社
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３９１号
広島市中区堀川町４番14号
破産者　株式会社大信商会
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７１号
福岡市中央区大手門１丁目９番１号
破産者　株式会社Ｓｈｉｎｉｎｇ　Ｓｔａｒ
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部